

旭市耐震改修促進計画の概要

(令和8年3月)

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1 背景

- 地震による死者のほとんどは建物倒壊による。
- その多くが昭和56年建築基準法改正以前の建物であった。
- 地震から生命財産を守るためには建物の耐震化が重要。
- このような背景のもと、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月「旭市耐震改修促進計画」を策定し、平成28年3月に一部改定
- 平成31年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」が改正され、「旭市耐震改修促進計画」をR3に改定

2 位置づけ



3 計画期間

令和8年度～令和12年度の5年間

第2章 想定される地震の被害概況

「防災アセスメント調査業務報告書」(平成25年3月)によれば旭市直下でマグニチュード7の地震が発生すると旭市内の建物全壊約4000棟(全壊率約10.6%)、死者約200人(全市の約0.3%)と予測されています。

第3章 計画の基本事項

計画の対象となる建築物及びその区分は次のとおり。

建築物種類・区分		条件
住宅	戸建住宅	併用住宅含む
	共同住宅	賃貸、分譲及び長屋住宅含む
特定建築物	(1) 多数の者が利用する建築物	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物等で一定規模以上
	(2) 危険物の貯蔵等の用途に供する建築物	火薬類、石油類その他危険物等であって、一定規模以上の貯蔵場又は処理場
	(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	緊急輸送道路等を閉塞するおそれがある建築物 ↳千葉県及び「旭市地域防災計画」で指定されている道路
市有建築物		市が所有・管理する建築物(国・県の建築物は対象外)

第4章 住宅・建築物の耐震化の現状及び目標 (現状は令和5年度時点)

1 住宅の耐震化の現状
市内の全住宅戸数 22,771 戸のうち耐震性を満たす住宅数 18,491 戸(81%)

2 特定建築物の耐震化の現状
多数の者が利用する民間の建築物 65 棟の耐震化率 85%
危険物等の貯蔵・加工する用途の建築物 102 棟の耐震化率 73%
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 79 棟の耐震化率 44%

3 市有建築物の耐震化の現状
市有建築物(2階以上または延床面積 200 ㎡以上)216 棟の耐震化率 97%
市有の特定建築物 62 棟の耐震化率 100%

令和12年度
における
目標耐震化率

95%

おおむね解消済み

第5章 建築物の耐震化を促進するための施策

旭市は耐震化等に関する知識を普及し、補助制度や所有者の意識啓発等により耐震化が効果的に進むよう取り組んでいきます。

